

流山市農業委員会
令和2年第3回
総会議事録

令和2年3月10日招集

流山市農業委員会

流山市農業委員会令和2年第3回総会議事録

1 期 日 令和2年3月10日(火)

2 場 所 流山市役所301会議室

3 議長名 水代 啓司

4 署名委員 1番 鈴木 亨
2番 金子 孝博

5 出席委員・推進委員(委員11名/推進委員3名)

1番 鈴木 亨	2番 金子 孝博
3番 中嶋 清	4番 小菅 康男
5番 染谷 一嘉	6番 石井 保
7番 吉田 達弘	8番 岡田 長政
9番 山崎 日出男	10番 小倉 節子
11番 水代 啓司	
推進委員 秋元 正	推進委員 小林 常男
推進委員 増田 正美	

6 欠席委員・推進委員(委員0名/推進委員0名)

7 書記名 副主査 齊藤 恒夫

8 事務局 事務局長 恩田 一成
事務局次長 秋元 学
事務局次長補佐 真通 俊人
事務局臨時職員 藤本 栄子

9 会議目次

(1) 議案第13号 農用地利用集積計画の決定について	1
(2) 議案第14号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について	5
(3) 議案第15号 農業委員会農地利用最適化推進委員の候補者決定について	6
(4) 報告第10号 生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について	8
(5) 報告第11号 専決処理の報告について	8

▲開会 午後3時57分

○水代議長 それでは、ただ今から令和2年第3回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまのところ出席委員は11名中11名で定足数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員より3名出席していることをご報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○水代議長 異議なしと認めます。

1番 鈴木委員、2番 金子委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。

本日の会議の書記として、斉藤副主査を任命いたします。

次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いします。

秋元次長。

◎秋元次長 お手元に配布させていただきました議案書を2枚めくっていただき、この議案書の「会議目次」をご覧ください。

本日、ご審議いただく案件につきましては、議案第13号「農用地利用集積計画の決定について」から議案第15号「農業委員会農地利用最適化推進委員の候補者決定について」までの3議案について、ご審議いただきたいと思います。

また、報告事項といたしましては、報告第10号「生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について」から報告第11号「専決処理の報告について」を報告させていただきます。

説明は、以上です。

よろしく願いいたします。

○水代議長 ただいまの説明について、何かご質問ございますか。

(なしの声あり)

○水代議長 なしと認めます。

○水代議長 これより議事に入ります。

議案第13号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

秋元次長。

◎秋元次長 議案書の1ページをご覧ください。

議案第13号

農用地利用集積計画の決定について(貸借権設定)

次のとおり、農用地利用集積計画案について審議を求める。

令和2年3月10日提出

議案の1番の権利者は、流山市西深井にお住まいの方で職業は農業です。

対象となる農地は、平方の田1筆 面積1,031平方メートルです。

利用権の設定期間は、新規により6年間で権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、1ページでございますので併せてご参照ください。

議案の2番と3番の権利者は同一で関連があるため、一括して説明いたします。

権利者は、流山市南にお住まいの方で職業は農業です。

対象となる農地は、2番は北の田2筆と小屋の田2筆 合計面積4,038平方メートル
3番は北の田2筆 合計面積2,062平方メートルです。

利用権の設定期間は、議案の2番は新規により3年間、3番は更新により3年間、権利の種類は共に賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、2ページでございますので併せてご参照ください。

議案の4番と5番の権利者は同一で関連があるため、一括して説明いたします。

権利者は、流山市平方村新田にお住まいの方で職業は農業です。

対象となる農地は、4番は平方の田3筆 合計面積2,577平方メートル、5番は下花輪の畑4筆 合計面積3,445平方メートルです。

利用権の設定期間は、議案の4番・5番とも更新により10年間で、権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、3ページと4ページでございますので併せてご参照ください。

議案の6番の権利者は、流山市東深井にお住いの方で職業は農業です。

対象となる農地は、流山市西深井にあります田1筆 面積446平方メートルです。

利用権の設定期間は、更新により3年間、権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、5ページでございますので併せてご参照ください。

議案の7番の権利者は、松戸市下矢切にお住いの方で職業は農業です。

対象となる農地は、流山市平方にあります畑4筆 合計面積1,782平方メートルです。

利用権の設定期間は更新により6年間、権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、6ページでございますので併せてご参照ください。

今月の農用地利用集積は、以上です。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○水代議長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

岡田委員長。

◎岡田委員長 議案第13号「農用地利用集積計画の決定について」ご報告いたします。

今月の案件は、新規が2件、更新が5件であります。

はじめに1番ですが、本件については、新たに6年間の利用権を設定しようとするものであります。

最初に、権利者の職業は農業で年齢は64歳でございます。農業従事者は3名で、農業従事日数は200日であります。

次に、申請地につきましては、写真のとおり稲刈済みの状態でした。

続いて、議案の2番と3番の権利者は同一で関連があるため一括してご説明いたします。

議案の2番は、新規に3年間、3番は引き続き3年間の利用権を設定しようとするものであります。

権利者の職業は農業で年齢は58歳でございます。農業従事者は3名で、農業従事日数は365日であります。

次に、申請地につきましては、写真のとおり稲刈済みの状態でした。

続いて、議案の4番と5番の権利者は同一で関連があるため、一括してご説明いたします。

議案の4番、5番は引き続き10年間の利用権を設定しようとするものであります。

権利者の職業は農業で年齢は67歳でございます。農業従事者は2名で農業従事日数は300日であります。

次に、申請地につきましては、写真のとおり4番は稲刈済み、5番は作付け済みの状態でした。

続いて、議案の6番は引き続き3年間の利用権を設定しようとするものであります。

権利者の職業は農業で年齢は79歳でございます。農業従事者は2名で、農業従事日数は300日であります。

次に、申請地につきましては、写真のとおり稲刈り済みの状況でした。

続いて、議案の7番は引き続き6年間の利用権を設定しようとするものであります。

権利者の職業は農業で年齢は70歳でございます。農業従事者は2名で、農業従事日数は300日であります。

次に、申請地につきましては、写真のとおり耕起済みの状態でした。

以上のことをもとに審議しましたところ、計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をいずれも満たしております。

よって、本案につきましては、全会一致をもって、承認相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○水代議長 ありがとうございます。

なお、本案の1番については、金子委員に関する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、関係委員の退席を願い審議いたします。

金子委員の退席を求めます。

(午後4時5分 金子委員退席)

○水代議長 これより、本案の1番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第13号の1番について承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
挙手、全員であります。

よって議案第13号の1番については、承認することに決定いたしました。

金子委員の除斥を解きます。

(午後4時6分 金子委員入室)

○水代議長 次に、本案の2番と3番については、鈴木委員に関する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、関係委員の退席をお願い
審議いたします。

鈴木委員の退席を求めます。

(午後4時6分 鈴木委員退席)

○水代議長 これより、本案の2番と3番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第13号の2番と3番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いいた
します。

挙手、全員であります。

よって、議案第13号の2番と3番については承認することに決定いたしました。

鈴木委員の除斥を解きます。

(午後4時7分 鈴木委員入室)

○水代議長 次に、本案の4番と5番については、小菅委員に関する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、関係委員の退席をお願い
審議いたします。

小菅委員の退席を求めます。

(午後4時8分 小菅委員退席)

○水代議長 これより、本案の4番と5番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第13号の4番と5番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いいた
します。

挙手、全員であります。

よって議案第13号の4番と5番については、承認することに決定いたしました。

小菅委員の除斥を解きます。

(午後4時8分 小菅委員入室)

○水代議長 次に、本案の6番と7番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

◆9番(山崎委員) 6番ですが、見た感じだと、田んぼの区分けが中に入っているみたいですね。借りる方はその隣接を耕作しているのですか。

○水代議長 事務局、回答をお願いします。

◎事務局(秋元次長) 6番の田の周りは、すべて所有者が異なります。

ここが、所有者の山田さんの田んぼです。(スクリーンで示す。)

◎2番(金子委員) (用水路沿いに)道路(あぜ道)があり、道路から直接降りて行って、この田んぼへ入れるようになっています。

◆9番(山崎委員) よその方の所を通らずに田んぼに行けるのですね。

◎2番(金子委員) トラクターで移動できるようになっています。

◆9番(山崎委員) 判りました。

○水代議長 よろしいですか。

◆9番(山崎委員) はい。

○水代議長 他に、ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第13号の6番と7番について承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって、議案第13号の6番と7番については、承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代議長 議案第14号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

秋元次長。

◎秋元次長 議案書の6ページをご覧ください。

議案第14号

農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

次のとおり、現況証明願があったので審議を求める。

令和2年3月10日提出

申請者は、平方にお住まいの方です。

申請がありました土地は、平方の畑4筆 合計面積985平方メートルです。

変更後の地目につきましては、宅地です。

次に、本件につきましては登記簿上の地目は畑となっておりますが、現況は宅地として20年以上経過していることから、このたび登記簿上の地目を現況の地目に合わせるために証明願の提出があったものです。

次に、本件の議案案内図につきましては、7ページと8ページでございますのでご参照ください。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○水代議長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

岡田委員長。

◎岡田委員長 議案第14号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」ご報告いたします。

今月の案件は、1件でございます。

本案についても、審議に先立ち現地調査を行っております。

申請地につきまして、前方の地図でご説明いたします。

申請地は、東武線江戸川台駅の北西約1.2キロメートルに位置している土地でございます。

申請者が昭和20年代から所有する土地で、昭和40年頃から平成11年頃にかけて、配置図のように自宅の庭先に倉庫や作業場などを建築し使用しているとのことでした。今回の願出書の提出に当たっては、現在表示しております平成11年1月に撮影された航空写真が添付されておりました。

次に、申請目的につきましては、登記簿上の地目は畑となっておりますが、現況と異なることから地目を一致させるため、願出があったものであります。

現地調査を行ったところ、現況は写真のとおり宅地の一部の状況となっていることを確認いたしました。

以上のことをもとに審議したところ、本件土地については、今から20年以上は宅地として利用されていることが確認できるため、本案については全会一致をもって証明相当という結論に達しました。

以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

○水代議長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第14号について、証明することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第14号については、証明することに決定いたしました。

ありがとうございます。

○水代議長 議案第15号「農業委員会農地利用最適化推進委員の候補者決定について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

秋元次長。

◎秋元次長 議案書の7ページをご覧ください。

議案第15号

流山市農地利用最適化推進委員の候補者決定について

農業委員会等に関する法律第17条第1項に規定する流山市農業委員会の次期農地利用最適化推進委員の候補者を次のとおりとすることについて、意見を求める。

令和2年3月10日提出

本案につきましては、令和2年7月19日に現在の農地利用最適化推進委員の任期が満了となるため、次期推進委員に委嘱する候補者の決定を行うものです。

本案につきましては、推進委員選考特別委員会規約に基づき選考委員会を開催し、ご審議を頂いた案件です。

なお、本案が承認された場合、応募者の方には、候補者の合否について通知を行う予定です。

また、正式な農地利用最適化推進委員の委嘱については、令和2年7月20日の新農業委員による総会に諮り、承認後となります。

ご説明につきましては、以上です。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○水代議長 本案について、担当委員長である私から審議結果についてご報告いたします。

昨年10月23日から11月19日まで推薦の求め及び公募を行ったところ、旧流山町及び旧八木村を中心とする第1地区には、定数2名のところに2名の推薦及び3名の応募があり、旧新川村を中心とする第2地区には、定数2名のところに2名の推薦及び2名の応募がありました。

本案の審議にあたっては、選考基準に従い2月10日に選考を行いました。

その結果、全会一致で議案書のとおり、各地区2名ずつ計4名に決定するという結論に達しました。

ご報告は、以上です。

なお、本案については、小林委員に関する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、関係委員の退席を願い審議いたします。

小林委員の退席を求めます。

(午後4時17分 小林委員退席)

○水代議長 これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第15号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第15号については、原案のとおり決定することに決定いたしました。

ありがとうございました。

小林委員の除斥を解きます。

(午後4時18分 小林委員入室)

○水代議長 次に、報告第10号「生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について」報告を求めます。

秋元次長。

◎秋元次長 議案書の8ページをご覧ください。

報告第10号

生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について

生産緑地法第13条の規定による農業従事者への斡旋依頼が、次のとおりあったので報告する。

令和2年3月10日報告

斡旋依頼がありました土地は、流山市おおたかの森東の畑2筆 合計面積1,498平方メートルで、本年1月総会の議案第6号の「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」でご承認をいただきました方の農地であります。

議案案内図につきましては、9ページになりますのでご参照ください。

今後、買取り申出から3か月後の令和2年4月22日までに買取りの申し出がなかった場合には、生産緑地地区の行為の制限が解除されることとなります。

今月の生産緑地の買取り申出についてのご報告は、以上です。

よろしく願いいたします。

○水代議長 ただいま報告がありましたが、ご質問、ご意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

○水代議長 特にないようですので、次に進みます。

○水代議長 次に、報告第11号「専決処理の報告について」報告を求めます。

秋元次長。

◎秋元次長 議案書の9ページをご覧ください。

報告第11号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので同条第2項の規定により報告する。

令和2年3月10日報告

最初に、1の農地法第4条第1項第8号の規定による届出について報告いたします。

今月の農地法第4条の届出の報告は、2件 2筆 面積567平方メートルです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

次に、2の農地法第5条第1項第7号の規定による届出です。

今月の農地法第5条の届出の報告は、12件 92筆 面積46,098.79平方メートルです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

続きまして、議案書の10ページをご覧ください。

今月報告の農地法第4条・第5条届出の集計表を記載しております。

第4条につきましては、住宅用地1件、その他の建設施設用地が1件の届出がありました。

第5条につきましては、マンションの区分所有を除く住宅用地が9件、マンションの区分所有が2件、鉱工業用地が1件の計12件の届出がありました。

今月の専決処理のご報告は、以上です。よろしく願いいたします。

○水代議長 ただいま報告がありました。ご質問、ご意見がございましたら承ります。
(なしの声あり)

○水代議長 特にないようですので、次に進みます。

○水代議長 以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、令和2年第3回流山市農業委員会総会を終了いたします。

慎重審議をいただきありがとうございました。

△閉会 午後4時22分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

令和2年3月10日

流山市農業委員会 会長

水代啓司

流山市農業委員会 委員

鈴木亨

流山市農業委員会 委員

金子孝徳